

平成31年度 第1回 4月宇検村農業委員会定例総会議事録

※ 日 時 平成31年 4月25日(木) 午前 9時 から
※ 場 所 活性化センター 結いの館

※ 出席した委員

1. 渡委員 2. 坂井委員 4. 春委員 5. 定岡委員
6. 重野委員 7. 時田委員 8. 石原委員

※ 欠席した委員

3. 要委員

※ 出席した職員

産業振興課長、吉原主事補、推進員2名

議事日程

- ・開会の宣言 宇検村農業委員会事務局長 松元 五月 君
- ・会議の宣言 宇検村農業委員会会長 石原 将央 君
- ・日程第1 議事録署名委員の指名 2番 委員・7番 委員 を指名
- ・日程第2 会期の決定 平成31年 4月25日(木)の1日間に決定
- ・日程第3 諸般の報告 無し

・日程第4 協議事項 第1号 『平成31年度下限面積について』

○議 長 議案第1号を議題に供します。事務局より議案の朗読と提案理由の説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第1号について提案理由の朗読と説明を致します。(資料参照の上、説明)

毎年行われていますが、本年度も宇検村の農地の下限面積を20aとして提示したいと思います。皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

○議 長 ただ今の報告の通り、議案第1号について質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。20aでよろしいでしょうか。

- 推進員 1 因みに他市町村の面積はどの位で設定されていますか。
- 事務局 奄美市は確か30, 40aで設定されていたと思います。大和村では20aです。昨年度までの宇検村でも20aで設定し、農家認定面積については10aから許可するという形を取っていました。
- 推進員 2 この20aという数字に特別な意味は無いということですか。
- 事務局 そうですね。20aでは農家認定される農業者がいなくなりますので、宇検村では10aから認定許可を出す事になっています。
- 議長 他にございませんか。質疑無しと認めます。よって本案を許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

- 議長 全員挙手でございます。よって本案は許可する事に決定いたします。

協議事項 第2号 『農地法第3条申請（所有権移転）について』

- 議長 議案第2号を議題に供します。事務局より議案の朗読と提案理由の説明をお願いします。
- 事務局 はい、議案第2号について提案理由の朗読と説明を致します。（資料参照の上、説明）
申請者は△△さん、申請地は○○地区一一番地、地目は畑で面積は5242㎡です。所有権移転の申請です。皆様のご審議の程よろしく願いいたします。
- 議長 ただ今の報告の通り、議案第2号についてこれより質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。
- 1番 △△さんは以前より農業拡大のために土地を譲って欲しいとの要望がありました。ご本人も若いですので農業のために是非頑張ってください

たいと思います。

- 推進員 1 今植樹されている作物はそのまま申請者が引き継ぐのでしょうか。
- 3 番 さとうきびとタンカンと津之輝がありますよね。
- 事務局 申請書にも今植樹されている作物をそのまま引き継いで栽培すると書かれております。
- 推進員 2 このタンカンですが、植樹されてどの位になりますか。
- 1 番 ちょうど5年ですね。
- 推進員 2 では、そろそろ収穫期に入りますね。
- 議 長 他にございませんか。質疑無しと認めます。これをもって質疑を終了します。では本案を許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

- 議 長 全員挙手でございます。よって本案は許可する事に決定いたします。

協議事項 第3号 『農地法第3条申請について』

- 議 長 議案第3号を議題に供します。事務局より議案の朗読と提案理由の説明をお願いします。
- 事務局 はい、議案第3号について提案理由の朗読と説明を致します。（資料参照の上、説明）
- 申請内容は第2号と一緒に。申請者は◇◇さん、申請地は☆☆地区、地目は畑で面積は4049㎡です。借りた土地にさとうきびを植える予定だそうです。皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

○議 長 ただ今の報告の通り、議案第3号についてこれより質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。

○事務局 申請地は以前□□農産が使用していた土地ですが、今回、連合青年団
体で農業を始めようという事になっていまして、団体では申請できない
ので次期団体長の◇◇さんが代表者として申請した次第です。

○推進員1 契約が3年間では期間が短いのではないですか。

○事務局 所有者が3年後には定年退職を迎えるという事ですので、ご本人が農
業を始められるかも知れないですし、契約終了後については所有者とま
た協議したいと思います。

○議 長 他にございませんか。質疑無しと認めます。これをもって質疑を終了
します。では本案を許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議 長 全員挙手でございます。よって本案は許可する事に決定いたします。

協議事項 第4号 『賃借合意解約について』

○議 長 議案第4号を議題に供します。事務局より議案の朗読と提案理由の説
明をお願いします。

○事務局 はい、議案第4号について提案理由の朗読と説明を致します。（資料
参照の上、説明）

申請者は□□農産さん、申請地は3筆ございます。先程の第3号であ
がった土地の賃貸借合意解約も含んでいます。皆様のご審議の程よろし
くお願いいたします。

○議 長 ただ今の報告の通り、議案第4号についてこれより質疑に入りたいと
思います。質疑ございませんか。

○推進員 1 1筆は先程の通り分かっていますが、他2筆については解約後所有者が利用されるという事ですか。

○事務局 はい、解約後は所有者ご本人が使用されるそうです。

○議 長 他にございませんか。質疑無しと認めます。これをもって質疑を終了します。では本案を許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議 長 全員挙手でございます。よって本案は許可する事に決定いたします。

協議事項 第5号 『非農地申請証明願いについて』

○議 長 議案第5号を議題に供します。事務局より議案の朗読と提案理由の説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第5号について提案理由の朗読と説明を致します。（資料参照の上、説明）

申請者は◎◎さん、申請地は●●地区。地目は畑、面積は95㎡となっています。この土地の経緯について少し補足説明をさせていただきます。平成2年当時、申請者の叔父が土木事業に勤めていた関係で、ここに必要上倉庫とその下の部分には車庫を建設したそうです。そして今現在も倉庫や車庫として利用されています。本来ならば、その当時に農地転用申請後、許可をもらった上で建てるべきところでした。今回の件は善意の時効の場合は10年、悪意の時効の場合は20年となっています。しかし、いずれの場合にしても時効期限が過ぎており、民法上でも時効取得が成立していますので、農業委員会としては追認せざるを得ない形です。

こういった案件は他の市町村でも見受けられます。他の市町村の対応例として時効取得が成立している現在、農業委員会が内々で追許可をしているという事でした。宇検村内でも同様の事案がまだ見受けら

れます。今後の対策として毎年の利用状況調査時の見落としなども考えられますので、農業委員会内で善意、悪意それぞれの時効期限の確認を取り合い、非農地許可を出していきたいと思います。皆様のご審議の程よろしくお願いたします。

○議長 　　ただ今の報告の通り、議案第5号についてこれより質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。

○1番 　　以前も同じ案件を審議しましたよね。他の市町村では裁判になり、農業委員会側が敗訴したと聞いています。つまりはその当時の農業委員の落ち度でもあると思います。

○事務局 　　そうですね。この案件を違反転用という形で所有者に建築物を撤去してもらい、元の農地に戻すよう指導出来ますが、およそ30年近く現状を放置した我々農業委員会にも充分落ち度はあります。

○議長 　　そうですね。どこの地区の担当委員がという事ではなく、農業委員自体が見落としとしてしまっている事なので、これからの利用状況調査時には疑われる土地に建造物がある場合、必ずその地目が何か確認を取るよう願います。

○2番 　　一つ確認ですが、所有者本人が非農地転用の手続きを直接司法書士にした場合の変更報告は、司法書士からあるのでしょうか。

○事務局 　　今回の案件でもそうですが、司法書士が作成した書類は農業委員会へ送付されています。

○議長 　　やはり今後は農業委員が農地法を詳しく理解していった方が良いでしょう。その説明は事務局からあると思います。

○事務局 　　はい、その点につきましては日程第5「その他」において詳しく説明させていただきます。

○推進員1 　　一言よろしいでしょうか。奄美市ではこういった事案が発生した場合所有者本人に公文書で詫びといたしますか、一筆頂くようにしていません。

今回は農業委員会で追認したら、この土地は法務局でそのまま宅地なり雑種地として認められるという事ですね。

○議 長 はい、そうなりますね。

○推進員 1 気になったのですが、この図面上の申請地の隣の土地も農地となっているのに倉庫がまたいで建っているように見受けられます。こちらでも行政書士に非農地申請の書類の作成をしてもらった方がよろしいのではないのでしょうか。

○事務局 はい、そうですね。土地の確認後そのように対処していきたいと思
います。

○議 長 他にございませんか。質疑無しと認めます。これをもって質疑を終
了します。では本案を許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議 長 全員挙手でございます。よって本案は許可する事に決定いたしま
す。

協議事項 第 6 号 『利用権設定について』

○議 長 議案第 6 号を議題に供します。事務局より議案の朗読と提案理由
の説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第 6 号について提案理由の朗読と説明を致します。
(資料参照の上、説明) 今回利用権設定についての申請が 2 件出
されていますので、2 件まとめて議題に供したいと思います。
この案件は元々農地中間管理機構が取り扱う事に事案ですが、
先に利用権設定の審議はしておいても良いとの事として、後々は
中間管理事業の案件として移行する予定です。
皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長 　　ただ今の報告の通り、議案第6号について質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。

○推進員1 　　農地中間管理機構は申請者が登記名義人でないと申請を受け付けないことになっています。奄美市でも農業委員会で利用権設定の許可を出し、農地中間管理機構へ手続きを取ったが登記名義人が申請者ではなかったために受け付けられなかったという事例がありました。ですからこの案件についても申請者が登記名義人であることの確認をしっかりとった方が良いと思います。

○議長 　　他にございませんか。質疑無しと認めます。本案を許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議長 　　全員挙手でございます。よって本案は許可する事に決定いたします。

・日程第5 　　その他 　　『事務局よりの連絡・報告等』

- ・鹿児島県農地の「貸したい・借りたい」総点検及び農家台帳の見直し整理について
- ・農地法申請に伴う事務処理等の説明会について
- ・春植さとうきびの種苗の件及び育成指導等について
- ・タンカン防虫対策について

○議長 　　他にございませんか。 無いようですので本日の日程は全部、終了しました。

　　これをもって平成31年度第1回4月宇検村農業委員会定例総会を閉会します。 お疲れ様でした。